

2020 年度学研災の諸手続きについて

緊急事態宣言発令に伴う感染防止対策のため、学研災に関するご連絡はメールで受け付けます。 連絡先：学生課 kenpo@rikkyo.ac.jp

【ケガ・事故について学生課へ申請する場合】

ケガ・事故の発生の日からその日を含めて原則 30 日以内に、事故の日時、場所、状況、傷害の程度を学生課に申し出てください。また、以下のいずれかに該当するケガ・事故か確認してください。該当しない場合は対象外です。

- A.正課の授業中や学校行事中 → 1 回以上通院する
- B.公認団体の課外活動中 → 14 回以上通院する
- C.学校施設内にいる間(公認団体の課外活動以外)、通学中 → 4 回以上通院する

上記に該当する場合は、以下の①～⑥を明記のうえ、学生課(kenpo@rikkyo.ac.jp)までメールでご連絡ください。

- ①学生番号
- ②氏名
- ③書類送付先住所
- ④ケガ・事故の発生日月日
- ⑤上記 A・B・C のどれに該当するか
- ⑥具体的なケガ・事故の状況(場所、状況、症状等)

確認後、手続きに必要な書類を学生課からお送りしますので、お手元に届きましたら必要事項をご記入のうえご返送ください。

【申請していたケガが完治した場合】

既に学生課窓口で事故通知・ハガキの記入、ハガキの投函が済んでいる方で、治療中のケガが完治した方は、以下①～④を学生課(kenpo@rikkyo.ac.jp)までメールでご連絡ください。

- ①学生番号
- ②氏名
- ③書類送付先住所
- ④ケガ・事故をした年月日

保険金請求手続きに必要な書類を学生課からお送りしますので、お手元に届きましたら必要事項をご記入の上ご返送ください。

<書類送付先>

〒171-8501 東京都豊島区西池袋 3-34-1
立教大学学生部学生課 健康管理担当 宛

※簡易書留など配達記録が残る形式でお送りください。

<問い合わせ先>

kenpo@rikkyo.ac.jp